

平成22年3月30日 アイリオ生命保険株式会社

報道関係各位

第1回保険料のキャッシュレス制度導入のお知らせ

~お申込みに際して、現金を用意していただく必要がなくなります!~

アイリオ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:米田光生)は、4月1日より、お客様の利便性を一層高めるため、キャッシュレスで保険をお申込みいただける制度(第1回保険料口座振替特約)を導入いたします。この制度は、第1回保険料の払込みが、契約者の指定口座からの振替となる制度で、契約者は保険のお申込みに際し、現金を用意し振込みをする必要がなくなります。これに伴い、保障の開始もお申込みいただいたご契約の申込日からとなりますので、お客様にとって安心・便利になります。

この制度のポイント

- キャッシュレスでお申込みいただけます。第1回保険料の払込みが、契約者指定の保険料振替口座からの振替になりますので、保険のお申込みに際して現金を用意する必要がなくなります。
- 銀行やコンビニエンスストアで第1回保険料の振込みをする必要もありません。
- お申込みいただいたご契約の申込日(申込書類郵送の際の消印日付)から、保障を開始(責任開始)します。(※)
 - (※)お申込みいただいたご契約をお引受けできない場合もあります。

導入の主旨

当社では従来、第1回保険料の払込みは、契約者が当社指定の銀行口座へお振込みいただくか、コンビニエンスストアで振込いただく仕組みをとっていました。しかし、お客様より第1回保険料の「キャッシュレス制度」の導入を望む声が高く、お客様の利便性を高め、確実に保障を開始し安心していただくため、4月1日より同制度を導入することといたしました。

この制度は、第1回保険料口座振替特約を付加することで第1回保険料の払込みも契約者の指定口座からの振替とするものです。現金を用意していただく必要がない「キャッシュレス」で保険をお申込みいただけるようになり、振込みに伴う面倒な手続が不要になります。また、お申込みいただいた契約をお引受けした場合、申込日(申込書類郵送の際の消印日付とします。)からご契約の保障が開始(責任開始)されますので、ご契約のお申込みと告知をされていても、第1回保険料の払込みに行くタイミングによっては保障の開始時期が遅れてしまうという事がなくなるなど、お客様にとって安心・便利になります。

アイリオ生命は、これからも「やさしさを生命保険にかえて」をモットーに、常にお客様の立場で考え、お客様の利便性を追求してまいります。

以上



【参考】第1回保険料の口座振替制度(第1回保険料口座振替特約)の詳細

- 〇 お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合、申込日(申込書類郵送の際の消 印日付とします。)からご契約の保障を開始(責任開始)します。
- 〇 責任開始の日(申込日)の属する月の翌月1日が契約日となります。契約年齢および保険期間は 契約日を基準に計算します。
- 〇 第1回保険料は、責任開始の日の属する月の翌月の振替日に、ご契約者が指定された金融機関の口座から振り替えます。

〈第1回保険料の振替日が5/27の場合の例〉

